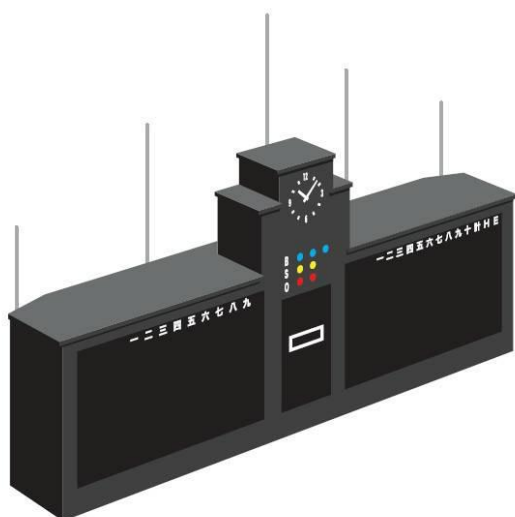
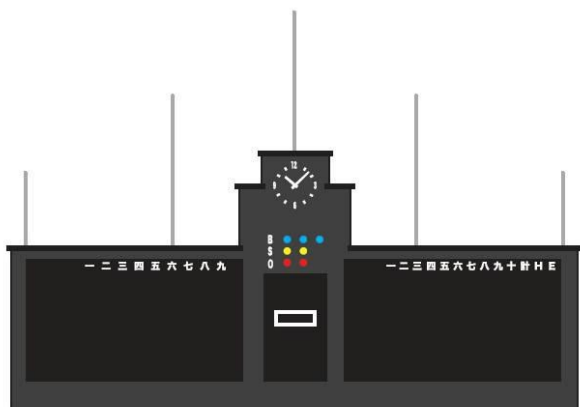
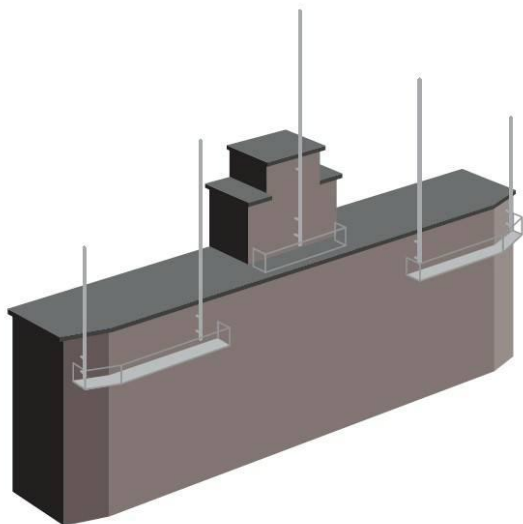


(1 9 0) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】平成 2 3 年 9 月 1 3 日 (2 0 1 1 . 9 . 1 3)
【公報種別】商標公報
(1 1 1) 【登録番号】商標登録第 5 4 3 2 1 9 1 号 (T 5 4 3 2 1 9 1)
(1 5 1) 【登録日】平成 2 3 年 8 月 1 2 日 (2 0 1 1 . 8 . 1 2)
(5 4 0) 【登録商標】





(5 5 4) 【立体商標】

(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 1 3

(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第 9 類 携帯電話機用ストラップ，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，眼鏡，家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，レコード，メトロノーム，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル，ダウンロード可能な携帯電話の着信用音楽，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル，ダウンロード可能な携帯電話又はコンピュータの表示モニタの待ち受け画面用の画像，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物

第 1 4 類 貴金属，キーホルダー，宝宝箱，記念カップ，記念たて，身飾品，時計

第 1 6 類 紙製包装用容器，家庭用食品包装フィルム，紙製ごみ収集用袋，プラスチック製ごみ収集用袋，紙製のぼり，紙製旗，紙類，文房具類，印刷物，写真，写真立て

第 1 8 類 かばん金具，がま口金，蹄鉄，皮革製包装用容器，愛玩動物用被服類，かばん類，袋物，携帯用化粧道具入れ，傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄

第 2 0 類 クッション，座布団，まくら，マットレス，うちわ，せんす，家具，サインボール，装飾用絵馬，プラスチック製・木製・竹製・石こう製の置物，屋内用ブラインド，すだれ，装飾用ビーズカーテン，アドバルーン，木製又はプラスチック製の立て看板，絵馬，松飾り，門松，葬祭用具，額縁

第 2 1 類 なべ類，コーヒー沸かし（電気式のものを除く。），鉄瓶，やかん，食器類，携帯用アイスボックス，米びつ，食品保存用ガラス瓶，水筒，魔法瓶，アイスペール，泡立て器，こし器，こしょう入れ，砂糖入れ，塩振り出し容器，卵立て，ナプキンホルダー，ナプキンリング，盆，ようじ入れ，ざる，シェーカー，しゃもじ，手動式のコーヒー豆ひき器及びこしょうひき，じょうご，すりこぎ，すりばち，ぜん，栓抜，大根卸し，タルト取り分け用へら，なべ敷き，はし，はし箱，ひしゃく，ふるい，まな板，麺棒，焼き網，ようじ，レモン絞り器，ワッフル焼き型（電気式のものを除く。），清掃用具及び洗濯用具，貯金箱（金属製のものを除く。），お守り，おみくじ，化粧用具（「電気式歯ブラシ」を除く。）

第 2 4 類 布製身の回り品，かや，敷布，布団，布団カバー，布団側，まくらカバー，毛布，織物製テーブルナプキン，ふきん，のぼり及び旗（紙製のものを除く。），織物製トイレットシートカバー，織物製いすカバー，織物製壁掛け，カーテン，テーブル掛け，どん帳，布製ラベル

第 2 5 類 被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴

第 2 6 類 テープ，リボン，編み棒，裁縫箱，裁縫用へら，裁縫用指抜き，針刺し，針箱，腕止め，衣服用き章（貴金属製のものを除く。），衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。），衣服用バックル，衣服用ブローチ

、帯留、ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）、ワッペン、腕章、頭飾品、ボタン類、つけあごひげ、つけ口ひげ、ヘアカラー（電気式のものを除く。）

第28類 遊園地用機械器具（「業務用テレビゲーム機」を除く。）、愛玩動物用おもちゃ、応援用メガホン、おもちゃ、人形、囲碁用具、歌がるた、将棋用具、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、遊戯用カード、遊戯用器具、ビリヤード用具、運動用具、釣り具

第29類 乳製品、肉製品、加工水産物（「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。）、加工野菜及び加工果実、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、クロレラを主原料とする栄養補助のための粉末状・粒状・顆粒状・錠剤状・ゲル状・液状・カプセル状の加工食品、ビタミン・ミネラルを主原料とする栄養補助のための粉末状・粒状・顆粒状・錠剤状・ゲル状・液状・カプセル状の加工食品、食肉・食肉エキス・魚介類・魚介類エキス・海藻・海藻エキス・野菜・野菜エキス・果実・果実エキスを主原料とし各種ビタミン・各種ミネラル等を添加してなる栄養補助のための粉末状・粒状・顆粒状・錠剤状・ゲル状・液状・カプセル状の加工食品

第30類 茶、コーヒー及びココア、菓子及びパン、角砂糖、果糖、氷砂糖、砂糖、麦芽糖、はちみつ、ぶどう糖、粉末あめ、水あめ、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ、穀物を主原料とし各種ビタミン・各種ミネラル等を添加してなる栄養補助のための粉末状・粒状・顆粒状・錠剤状・ゲル状・液状・カプセル状の加工食品

第34類 紙巻きたばこ用紙、たばこ、喫煙用具、マッチ

【国際分類第9版】

(210) 【出願番号】商願2011-18549 (T2011-18549)

(220) 【出願日】平成23年3月15日(2011.3.15)

(732) 【商標権者】

【識別番号】598011787

【氏名又は名称】阪神電気鉄道株式会社

【住所又は居所】大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番24号

(740) 【代理人】

【識別番号】100107308

【弁理士】

【氏名又は名称】北村 修一郎

(740) 【代理人】

【識別番号】100121038

【弁理士】

【氏名又は名称】太田 誠治

(740) 【代理人】

【識別番号】100169904

【弁理士】

【氏名又は名称】村井 康司

【法区分】平成18年改正

【審査官】半田 正人

(561) 【称呼(参考情報)】イチニサンヨンゴロクシチハチキュー、ピイエスオオ、イチニサンヨンゴロクシチハチキュー、ジュケーエイチイ、イチニサンヨンゴロクシチハチキュー、ジュケーエッチイ

【検索用文字商標(参考情報)】一三四五六七八九、B、S、O、一三四五六七八九十計HE

【類似群コード(参考情報)】

第9類 11B01、11C01、23B01、24A01、24E01、26A01、26D01

第14類 06A02、13C01、20A01、20E01、21A02、21B01、23A01

第16類 18C04、19A05、19B22、25A01、25B01、26A01、26D01

第18類 13C01、18C11、19B33、21C01、21F01、22B01、22C01

第20類 17C01、19B23、20A01、20C01、20C50、20D04、20F01、26

B 0 1

第21類 19A01、19A03、19A04、19A05、19B44、19B45、21F01

第24類 17B01、17C01、19A05、19B22、19B39、20C01、25B01

第25類 17A01、17A02、17A03、17A04、17A07、21A01、22A01、22

A02、22A03、24A03、24C01、24C02

第26類 16A02、19B03、21A01、21A02、21A03、21B01、21F01

第28類 09G53、19B33、24A01、24B01、24B02、24C01、24D01

第29類 31D01、32F01、32F04、32F05、32F10、32F11、32F15

第30類 29A01、29B01、30A01、31A03、32F03、32F06、32F15

第34類 25A01、27A01、27B01、27C01

(531)【ウィーン分類(参考情報)】7.1.1.2;7.1.6;7.1.18;7.1.25;7.5
.5;7.5.25;17.1.1;17.1.2